資料１

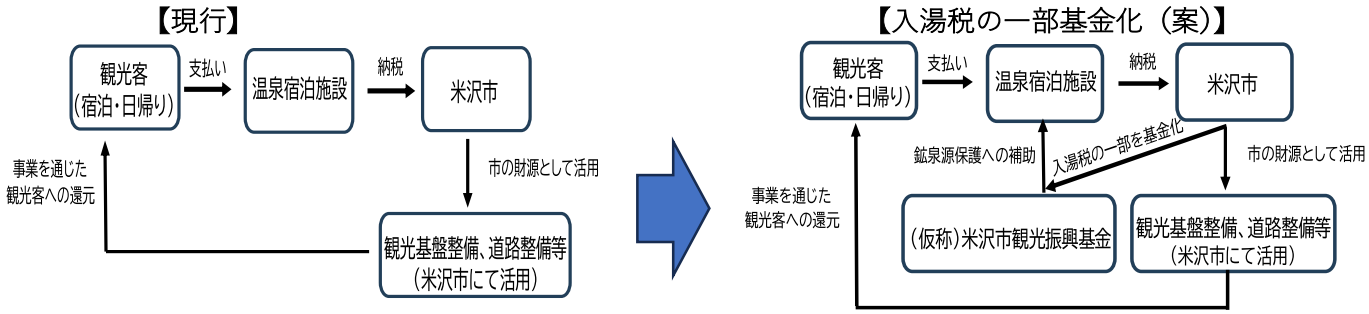
# 入湯税の使途の見直し状況

（１）入湯税の一部基金化について

■制度（案）

・現状、入湯税の税収額の全額を市の事業に充てているところ、税収額の一部を基金化し、鉱泉源保護事業の財源として、鉱泉源所有者等への補助金として活用する。

・基金は「鉱泉源の保護管理施設の整備」に係る補助事業に対し、全部又は一部を処分することができる。




※基金への積み立て割合など制度の具体的な事項については引き続き検討中。

（２）検討状況

■入湯税特別徴収義務者との意見交換

・第１回入湯税に係る意見交換会

日　時：令和８年６月 10 日（水）

出席者：８名（温泉米沢八湯会、各温泉観光協会、旅館組合等の各代表者）

・第２回入湯税に係る意見交換会

日　時：令和８年７月 16 日（木）

出席者：１４名（関係事業者）

・第３回入湯税に係る意見交換会

日　時：令和８年９月９日（水）

出席者：６名（関係事業者）

■主な御意見

・入湯税は法定目的税にもかかわらず、その税収がどのように使われているか、明確に示されていない。温泉事業者や入湯客に対して、税収が何に、どのように活用されているのか分かりやすく説明すべきではないか。

・入湯税の税収の一部を基金化することには賛成だが、税収からの基金への積み立て額は５割より多くすることはできないか。配湯管の更新には２億円近くの費用が見込まれる中、毎年度５割積み立てるのでは、基金が必要額に達するまで 20 年近くかかる。

・入湯税の税収規模は小さく、基金が十分に積みあがるまでには長い期間を要する。配湯管の更新については、入湯税とは別に予算措置を講じていただくことはできないか。

・現状、入湯税の税収が「物産振興事業」などにも充てられていると思うが、温泉業界からすると、必ずしも温泉地に恩恵があるものとは言い難い。入湯税の趣旨を踏まえ、その税収が温泉地や温泉事業者に還元される形で、より重点的に活用いただきたい。